

1. 議会活性化等検討特別委員会の設置の経緯と目的

急速な人口減少・少子高齢化をはじめ、国際情勢の不安定化、自然災害の頻発、地球温暖化等の環境問題、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、地域社会における市民ニーズは、ますます多様化・複雑化している。このような状況下であっても、引き続き、それぞれの地域社会を守っていくためには、個別ではなく市域全体の利益や幸せのために、多くの住民の声に耳を傾け、住民や地域と共創する議会としての役割を十分に認識する必要がある。

しかしながら、今回の三次市議会議員選挙（令和6年4月14日執行）においては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で行われた前回選挙（令和2年4月12日執行）と比較しても、投票率は微増にとどまり、選挙期間中も特に若者を中心に、議員を身近に感じていない雰囲気は伝わり、議会に対する関心度の低さを肌身を感じる状況であった。

今般のDXやAI、ネット環境の発展等といった若年層が強みを発揮する環境や、目まぐるしく変化し、1年後の姿が想像し難い現代社会においては、若い世代や子育て世代、議員数の少ない女性など、性差に関係なく幅広い世代といった様々な人材が議会へ参画することにより、多角的な視点と違う価値観を持ち合わせる必要がある。

地方制度調査会も、性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられると指摘している。

三次市議会も、多様な人材が集うことで、様々な経験値や専門知識によって社会情勢を的確に捉えるとともに、市民ニーズへの柔軟で的確な対応と社会的課題を解決に導ける組織として、住民の代表として二元代表制の一翼を担う合議体であることが求められている。

そして、議員個々が日常生活における住民との関わりを通して、議会人として成長していくこと、そして、その集合体としての議会が進化していく過程を住民が実感した時、我々が信頼され、「注目される議会」として、地域との共創が成立するものと考ええる。

議会活性化等検討特別委員会（以下、「委員会」という。）は、これらのことを踏まえた上で、これから多くの経験を積み重ねることが期待されている期数の少ない議員の議会人としての成長と、次に議会人をめざそうとする若者等が躊躇なく手をあげられるための処遇改善や環境づくり、さらには、このことを通じて、今の三次市議会がより活性化することへの調査研究を行うために設置されたものである。

令和6年6月22日

2. 調査研究項目

- (1) 議会への多様な人材の参画について
- (2) 議会における人材育成について
- (3) その他議会活性化に関すること

3. 委員会設置の根拠

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項
- ・三次市議会委員会条例（平成 16 年三次市条例第 266 号）第 5 条
- ・三次市議会基本条例（平成 22 年三次市条例第 14 号）第 19 条第 4 項

4. 委員会委員の選出方法

1 期， 2 期の全ての議員を委員とする。

5. 委員会の構成

委員長 掛田 勝彦

副委員長 月橋 寿文

委員 徳岡 真紀， 増田 誠宏， 中原 秀樹， 山田真一郎
國重 清隆， 細美 克浩， 竹田 恵， 片岡 宏文

6. 委員会の開催状況と協議事項

【表 1】

開催期日	協議事項
第 1 回委員会 令和 6 年 6 月 14 日（金）	(1) 正副委員長の互選
第 2 回委員会 令和 6 年 7 月 29 日（火）	(1) 委員会の活動方針について (2) 議会における人材育成について ・地方議会について
第 3 回委員会 令和 6 年 8 月 22 日（木）	(1) 議会における人材育成について ・会議原則について ・会議規則について ・法令研修
第 4 回委員会 令和 6 年 10 月 3 日（木）	(1) 議会における人材育成について ・9 月定例会振り返り (2) 議会への多様な人材の参画について ・議会への多様な人材の参画の支障となっている課題の抽出
第 5 回委員会	(1) 議会における人材育成について

令和6年10月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の会議について (2) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理，取組みの必要性の確認
第6回委員会 令和6年12月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・地方議会活性化シンポジウム 動画の視聴 (2) その他議会活性化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会振り返り
第7回委員会 令和7年1月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・「議会のレベルを上げて魅力ある市議会に」 ・「政治やまちづくりに関する勉強会」 (2) その他議会活性化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・注目される一般質問とは
第8回委員会 令和7年2月18日（火）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討の経過 ・「議会のレベルを上げて魅力ある市議会に」 ・「政治やまちづくりに関する勉強会」 (2) その他議会活性化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会振り返り
第9回委員会 令和7年3月18日（火）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数等調査特別委員会委員長報告での議員報酬の考え方の確認 (2) その他議会活性化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・注目される一般質問について Part. 1～
第10回委員会 令和7年3月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の多寡についての考え等について (2) その他議会活性化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・注目される一般質問について Part. 2～
第11回委員会 令和7年5月8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・議会への多様な人材の参画に向けての活動方針（案） ・議員報酬額の検討方法（案）について
第12回委員会 令和7年5月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬に対する意見（自由討論） ・議員（議員へなろうとする者）へのハラスメント事例について
第13回委員会 令和7年7月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会への多様な人材の参画について <ul style="list-style-type: none"> ・議員としての活動時間集計結果について

	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例（案）について
<p>第14回委員会 令和7年8月19日（火）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動時間集計結果について ・委員会報告書のフレーム（案）について ・議員の通称等の使用に関する規程（案）について
<p>第15回委員会 令和7年10月10日（金）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の素案について ・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例（案）について ・議員の通称等の使用に関する規程（案）について
<p>第16回委員会 令和7年10月29日（水）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書（案）について ・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例（案）について
<p>第17回委員会 令和7年11月21日（金）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書（案）について ・委員長中間報告（案）について
<p>第18回委員会 令和7年12月17日（水）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会における委員会報告書（案）への指摘について ・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例（案）に係る市民からの意見聴取方法について
<p>第19回委員会 令和8年2月19日（木）</p>	<p>(1) 議会への多様な人材の参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例（案）に係る市民からの意見について

本委員会は、議長から2頁に記す3項目の調査研究を付託されており、昨年度は「議会における人材育成」を主題として、関係例規の確認や外部講師による法令研修などを行った。

今年度に入ってから、「議会への多様な人材の参画」を主題とし、第11回委員会で「議会への多様な人材の参画に向けての活動方針」を決定し、その方針に基づき、本委員会が担う活動項目について、これまで取組を進めてきた。

この活動方針のフレームは、項目の1番と2番で、特に若者が議会をめざせるための「処遇面の改善」と「環境の整備」、3番で中高生といった次世代に我々を身近に感じてもらうことで議会への関心度を高めることを目的とした「主権者教育の推進」を掲げている。さらに議員報酬額を含む処遇面の改善を実現するために、4番で、今以上に襟を正し、自らの活動の振り返りを継続すること、これまで課題とされてきた明確な根拠に基づく政策提言などの二元代表制の責務を果たすことといった「市民の期待に応える『注目される議会』としての取組」を掲げている。

なお、それぞれの項目には、全国市議会議長会の取組への伴走や各常任委員会で既に調査研究、実施等されている内容も掲げており、これら全体像について、下記に示している。

それぞれの調査研究項目に対する委員会で確認された事項（答申）とその協議過程や結論に至った根拠等については、8頁以降で説明していく。

～ 議会への多様な人材の参画に向けての活動方針 ～

（※朱書きは、他の委員会等での取組項目）

1. 幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善

- (1) 議員報酬額及び政務活動費の見直し（議員報酬及び特別職給料審議会の開催）
- (2) 厚生年金制度加入等による社会保障制度の確立
- (3) 通称使用に関する調査研究

2. 育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備

- (1) 男女共同参画の推進に基づく議員活動への支援・体制整備（会議規則等の改正）
- (2) 議会のデジタル化の調査研究（会議規則等の改正）
- (3) （仮）議会関係ハラスメント根絶条例制定に向けた調査研究
- (4) SNSガイドラインの調査研究

3. 次世代を担う若者の議会に対する関心度の向上（主権者教育の推進）

- (1) 中高校生との意見交換会の実施
～地域における諸課題とその解決策等のヒアリング～
- (2) 興味がわく・分かりやすい議会広報のさらなる調査研究

4. 市民の期待に応える「注目される議会」としての取組

- (1) 議員・議会活動検証の取組
- (2) 議員政治倫理条例，長期欠席等に伴う議員報酬等の特例に関する条例の制定
- (3) 反問権運用範囲の拡大の検討（背景，根拠，財源の提示等）
- (4) 予算決算常任委員会審査を通じた政策提言・政策提案
- (5) 市民との新たな対話機会の創造（出張型意見交換会の充実等）

7. 幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善

(答申1)

物価の高騰や賃金上昇を含めた社会情勢の変化及び次世代を担う議員のためにも、現行の議員報酬等について、早急に議員報酬及び特別職給料審議会における検討が必要であり、そのことを議会全体で要求すべきである。

(答申2)

旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持することで、女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることに繋がるように「通称及び旧姓の使用に関する規程」を策定する。

(1) 議員報酬額及び政務活動費の見直し(議員報酬及び特別職給料審議会の開催)

①議員定数等調査特別委員会での議員報酬に係る調査内容と結果について

議員報酬の検討については、令和3年6月～令和4年2月に設置された議員定数等調査特別委員会(以下、「前特別委員会」という。)において行われており、この時に付託された「議員定数削減に伴う報酬の引上げ」と「優秀(意欲的)な若者の議会への参画に向けての条件整備」について、多角的に調査研究が進められている。

ここで改めてその検証内容と結果を確認していく。

ア 他市との議員報酬額の比較

- ・広島県内の他市との比較では、10市(広島市、福山市、呉市を除く)の平均額より、約1万6千円低く、年間報酬額は平均額よりも約30万7千円低かった。
- ・10市のうち、人口が多い4市との比較では、年間報酬額に約130万円の差があるが、その他の6市とは、報酬月額が高位にある府中市との差があるが、この範囲の中では、本市の現行の議員報酬額は高位にある。
- ・全国の類似自治体との比較では、各条件下での類似自治体の平均年間報酬額が約560万円なのに対し、本市は約630万円であった。
- ・人口規模や面積などの類似4条件のすべてを満たす全国の10市の中では、本市の年間報酬額が一番高位にあった。
- ・比較方式による検証では、本市の年間報酬額は他市と比べても低額な状況にはないが、広島県内での比較を見れば平均額よりも約3万円低い状況という結果となった。

イ 原価方式による検証

原価方式は、昭和 53 年に全国町村議会議長会が「議員報酬のあり方」で示された、同じ公選職である首長の給料を基にした上で、議員の実働日数（議員の活動量）と比較して求めるものである。よって、本来、本市の議員の活動実態から求めるべきであるが、この時は、時間的な制限のある中で、議員の実働日数を求めることができなかつたことから、先進事例である会津若松市議会の実態調査の数値を参考にしている。

三次市長の年間公務は、スケジュール管理表から概ね年間 315 日と積算し、会津若松市議会の積算数値である年間 169 日を議員活動換算日とし、それらを公式に当てはめた結果、議員活動は市長公務の約 53.6% で、この割合を市長の報酬月額 900,000 円で換算すると、試算額は 482,400 円となり、現行報酬月額よりも約 11 万円高額であった。ただ、あくまでも、議員報酬額の検証を行う上で試算した結果であり、現行の議員報酬額との差を検証する正しい数値であるかどうかは、全く不明であるとしている。

ウ 調査結果

他市との比較による検証は、あくまでも各自治体の財政力等の都市規模が違っていることなど、決して比較対象が等しくない状況にあると考えているとされている。

また、原価方式に用いた根拠数値においても、他市の事例を用いたことで本市の活動実態を反映したものではないとしたうえで、例え、本市の実態を用いた場合でも、議員それぞれの市民相談や意見交換など、地域での議員活動量は違うと想定されるし、その結果、議員報酬額の試算には大きな影響が出てしまうとしている。

最終的に、これまでの検証は本市と何らかの関係を有する市との報酬の違いを確認するためのものであり、試算上、示した数値はあくまでも想定の域を越えるものではなく、明確な数値を求めることには限界があるものと思われると結論されている。

②議員定数等調査特別委員会の議員報酬に係る最終的な考え方について

前特別委員会での「優秀（意欲的）な若者の議会への参画についての条件整備」の検討でも、多様な人材が政治へ関心を持つためには、議員報酬は常勤職同様に生活的な要素が大きなウエイトを占めているのが実態であり、安心、かつ安定的に生活を送れるように社会情勢に沿った報酬の底上げと同時に、地方議員年金に代わる厚生年金制度への加入の実現、育児手当の創設など各種手当の復活と充実を図る必要があるとしている。

この事を踏まえ、議員報酬について自由討議を中心に検証した結果を、委員長報告でまとめているので次に記す。

(抜粋)

複雑化する社会情勢や民意の反映に伴う議員活動の多様化、県内市議会議員報酬額との比較結果、市長給料とのバランスや市長と同じ公選職にあるにもかかわらず、金額に明らかな差があること、経済面の保障を確立することで多様な人材の議会への参画を促すことの必要性などを理由に、多くの委員が議員報酬の引上げを求めています。

ただ、報酬の引上げを求めるのであれば、議員定数を削減するタイミングが市民の理解を得やすいとする意見があったものの、基本的には、議員定数と議員報酬を関連付けて議論すべきではないとの結論に至っています。

また、この調査を通じて、三次市議員報酬及び特別職給料審議会は、平成17年以降、1度も開催されていないことが明らかになりました。これまで、開催する社会情勢でなかったことを十分に理解しつつも、この間、我々の報酬額の是非について検討が行われていないことに疑問を感じています。この先、コロナ禍が落ち着き、地域に明るさが戻った時、または、我々議員の次回改選期などの社会情勢の変化にあわせて、市長におかれては、議員報酬等審議会開催の実現に向け、前向きに検討をお願いするものであります。

③議員定数等調査特別委員会報告後の社会情勢等の変化について

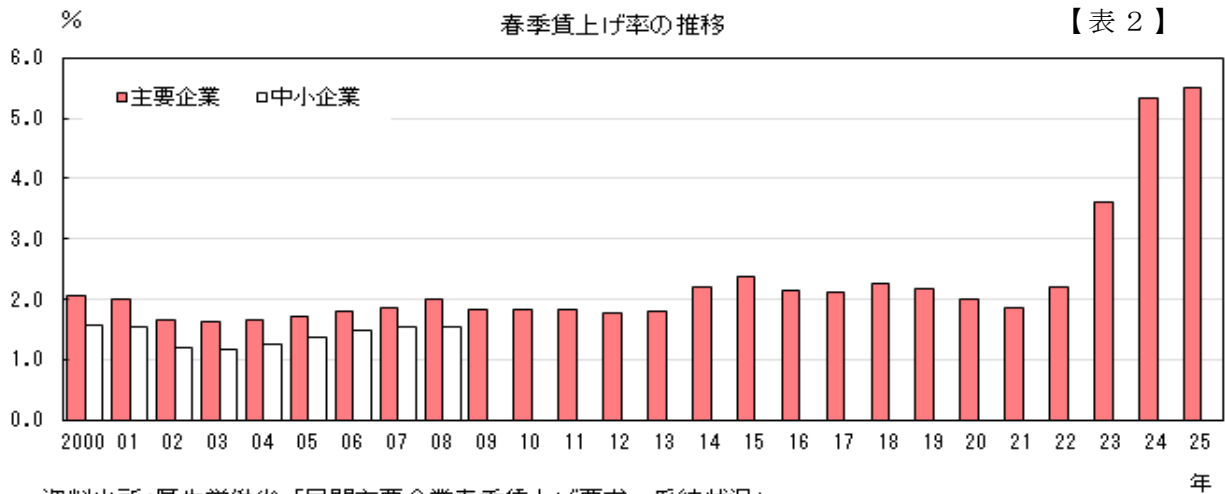
前特別委員会の委員長報告において「この先、コロナ禍が落ち着き、地域に明るさが戻った時、又は我々議員の次回改選期などの社会情勢の変化にあわせて、市長におかれては、議員報酬等審議会開催の実現に向け、前向きに検討をお願いする」とされており、時機の一つである「コロナ禍が落ち着き、地域に明るさが戻った時」については、誰もが体現しており、周知の事実となっている。次にもう一つの時機である「社会情勢の変化」について、検証していく。

ア 物価高騰及び民間賃金上昇の状況

厚生労働省によると、物価高騰の始まりは、消費者物価指数が令和3年9月に前年同月比がプラスとなり、令和4年にかけて上昇率は拡大していったとあり、令和3年後半からとされている。その後、さらに令和4年4月の消費者物価指数は前年同月比で2.5%増加し、同年12月には前年同月比で4%増加したとされている。以降、現在まで留まることなく伸び続けており、今後2年間も毎年1～2%伸びるのではないかと見込んだ報道もある。

令和4年2月に作成された「議員定数等調査特別委員会報告」においては、この物価高騰が始まりだした時期で、このことについての記述はない。総務省統計局が公表している消費者物価指数を見ると、総合指数について令和2年を基準の100とした場合、本市が該当する人口5万人未満の区分小都市Bでは、令和4年平均が102.7、令和5年平均は106.0、令和6年平均が109.0と上昇しており、令和7年7月の同指数は112.7と物価上昇の傾向は現在も続いている。

民間賃金についても、物価高騰や人材確保、さらには賃上げ促進税制などにより、令和5年から大きく増額し、賃上げ率で見ると、表2のとおり平成12年（2000年）から令和4年（22年）は2%前後で推移していたが、令和5年（23年）は3.6%、令和6年（24年）は5.33%と33年ぶりの高水準となり、令和7年（25年）も令和6年（24年）を上回る5.52%と前年を上回る高水準の上げ幅となっている。



出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構HP

※ 2009年以降の中小企業調査は行われていない

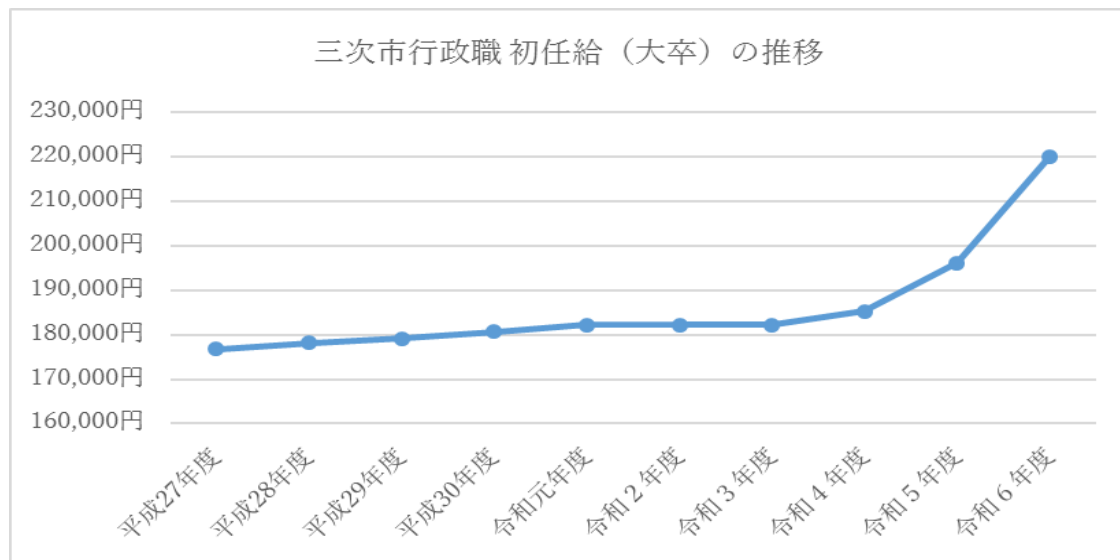
イ 三次市職員給与の引上げの状況

三次市職員の給与は、毎年出される人事院勧告に準拠して改正されている。先の賃上げ率と同様に、給与改定率が令和4年度までは概ね0.1%から0.3%だったが、令和5年度から1.0%を超え、令和6年度は3.0%となっており、令和7年度は、さらに前年度の3.0%を超えると言われている。

初任給（大卒）の推移を見てみると、10年前の平成27年度は176,700円、令和元年度は182,200円、令和4年度は185,200円と年々微増してきたが、令和5年度は196,200円で対前年度比11,000円の増額、さらに令和6年度は220,000円で対前年度比23,800円と大幅増額している。また、地方公務員の地域手当について、総務省が支給対象地域の単位を市区町村から都道府県単位へと広域化する見直しを行ったため、令和7年度から三次市職員給与についても地域手当の支給が始まった（本来、基本給の4%が支給額になるが、段階的に4%にしていくため、令和7年度は基本給の2%としている）。

このように、前特別委員会で検討されていた時期と比較しても、市職員の給与額は上昇していることが分かる。

【表 3】



ウ 県内他市での社会情勢に合わせた議員報酬の引上げ状況

廿日市市は、特別職報酬等審議会において、物価高騰を背景とした人事院勧告の引上げ率を参考に市長等の給料を引き上げ、議員報酬についても、市長等の給料の引上げ理由に加えて、若い世代が志をもって活動できるような報酬とするため、一律2万円の引上げが適当と答申された（令和7年4月1日改定）。大竹市においても、県内の市町及び中国地方の類似団体との均衡に加えて、物価上昇等の社会情勢の変化、収入が議員報酬のみである議員に対しては、報酬面で一定の配慮が必要であることなどを総合的に勘案して審議された結果、議員の報酬の額について、（5千円）引き上げることが適当であると判断された（令和8年4月1日改定）。また、庄原市においては、特別職報酬等審議会では社会情勢の変化については言及されていないものの、幅広い世代が市議会議員に立候補できる整備が必要という理由から、（2万5千円）引上げを答申されている（令和6年12月改定）。

注）三次市では議員報酬の額を審議する機関は「議員報酬及び特別職給料審議会」という名称であるが、上記の市では「特別職報酬等審議会」という名称となっている。

県内市議会議員報酬月額等及び直近の選挙状況（R7.10.10現在）

【表 4】

議会名	定数	立候補者数 (定数超人数)	選挙期日	有権者数	投票率	報酬月額 (円)	政務活動費 (月額)
福山市議会	38	56 (18)	2024.4.7	372,613	41.15%	635,000	130,000
呉市議会	32	40 (8)	2023.4.23	176,552	45.29%	550,000	50,000
東広島市議会	30	40 (10)	2023.4.23	148,161	41.12%	460,000	25,000
尾道市議会	28	33 (5)	2023.4.23	114,343	57.70%	450,000	30,000
廿日市市議会	27	36 (9)	2025.3.23	94,863	45.59%	460,000	30,000
三原市議会	24	27 (3)	2025.4.13	71,712	46.22%	428,000	25,000

三次市議会	22	23 (1)	2024.4.14	40,460	55.42%	371,000	30,000
府中市議会	19	21 (2)	2022.4.24	31,607	54.86%	400,000	20,000
庄原市議会	19	22 (3)	2025.4.13	26,401	70.90%	350,000	30,000
大竹市議会	16	18 (2)	2023.8.6	22,012	43.77%	375,000	18,000
安芸高田市議会	16	20 (4)	2024.11.17	21,912	59.38%	325,000	30,000
竹原市議会	14	15 (1)	2022.11.13	20,798	58.70%	355,000	20,000
江田島市議会	16	19 (3)	2025.10.5	17,437	61.81%	325,000	15,000

④議員報酬額等に対する意見について

前特別委員会の調査結果である「議員報酬の見直しのための議員報酬等審議会開催が必要」ということを念頭に置き、社会情勢の変化や県内他市の議員報酬の見直し状況を踏まえた上で、委員間で議員報酬額及び政務活動費の額に関する自由討論を実施した。その主な意見は次のとおりであった。

◆議員報酬について

○「引き上げるべき」という意見

- ・政務活動費が充当できない費用が多くあることから、議員報酬を上げる必要はある。
- ・議員報酬額を引き上げた他市では、市議会議員の立候補者が多かったことを考えると、引き上げも、議員のなり手不足といった課題の解消に繋がるのではないかと感じる。
- ・意欲や能力のある人が議員を志して立候補するには、議員報酬はもっと高額であるべきだと思う。
- ・現行の報酬額では、議員は退職金等も無く、また、目に見えない出費が多いことから、どのような家庭でもそうだと思うが子どもが大学に行くなどの場合には、少ししんどいと感じる。
- ・子育て世代が将来を見据えた時には、現行の報酬額では不安だと思う。
- ・あらゆる価格が高騰しており、大きく社会情勢が変化している。何十年も据え置きとなっている議員報酬額は、現状に合わせて上げる必要がある。
- ・財源の問題もあるが、多様な人材を議会へ参画させようとするなら、報酬を現行額より上げないと魅力がないと思う。



○「引き上げなくてもよい」という意見

- ・今は、夫婦共働きで、政務活動費もあるので、現行の報酬が少ないとは言えない。
- ・他の仕事も兼ねていれば、報酬を上げてくれという考えは出てこない。
- ・報酬額だけを上げて税金等が上がれば、手取りがあまり変わらないのではないかと感じる。

以上のように、財源等の課題があるが、議会への多様な人材の参画を求めれば、議員報酬額を引き上げる必要があるという意見が多かった。

◆政務活動費について

○「引き上げるべき」という意見

・報酬だけを上げてても手取りがあまり変わらないことを考えれば、政務活動費を増額した方がいい。

○「政務活動費を下げて、報酬を上げたほうがよい」、「下げてもよい」という意見

- ・議員活動において、政務活動費を充てられないことが多々あるので、政務活動費を無くして、その分、報酬額を上げる方法もあると思う。
- ・政務活動費を充てられる対象範囲が狭過ぎるので、政務活動費の額を上げてても対象にならないのなら、いっそのこと政務活動費を無くして、報酬額を上げた方がよいと思う。
- ・政務活動費を使いきらない議員がたくさんいる中で、増額するというのは難しいのではないか。

以上のように、政務活動費を引き上げるべきという意見もあったが、現状維持、もしくは、政務活動費を無くしてでも議員報酬を上げるべきという意見も複数あった。

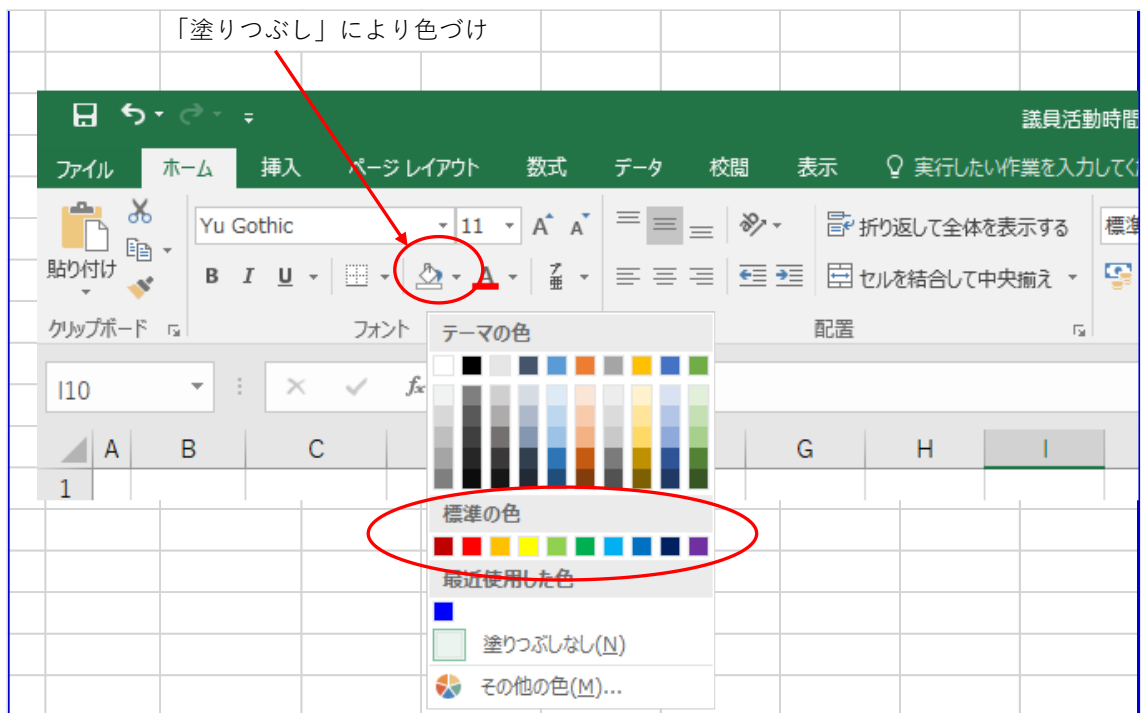
⑤原価方式での議員報酬額の試算について

各委員が議員報酬額等に対する意見を出す中で、実際に現在の自分たちの議員報酬額はどうなのかとの議論になり、現行額についての検証を行うこととした。

前特別委員会では、「①議員定数等調査特別委員会での議員報酬に係る調査内容と結果について」の「イ 原価方式による検証」に記しているとおおり、この時は先進事例である会津若松市議会の議員活動日数を基に検証している。そのため、本委員会では、原価方式が議員報酬額を見直す際の最も相応しい検証方法であることを確認した上で、実際の年間活動日数を算出するため、全委員に議員として活動した時間を記録し、平均年間活動日数を算出することとした。

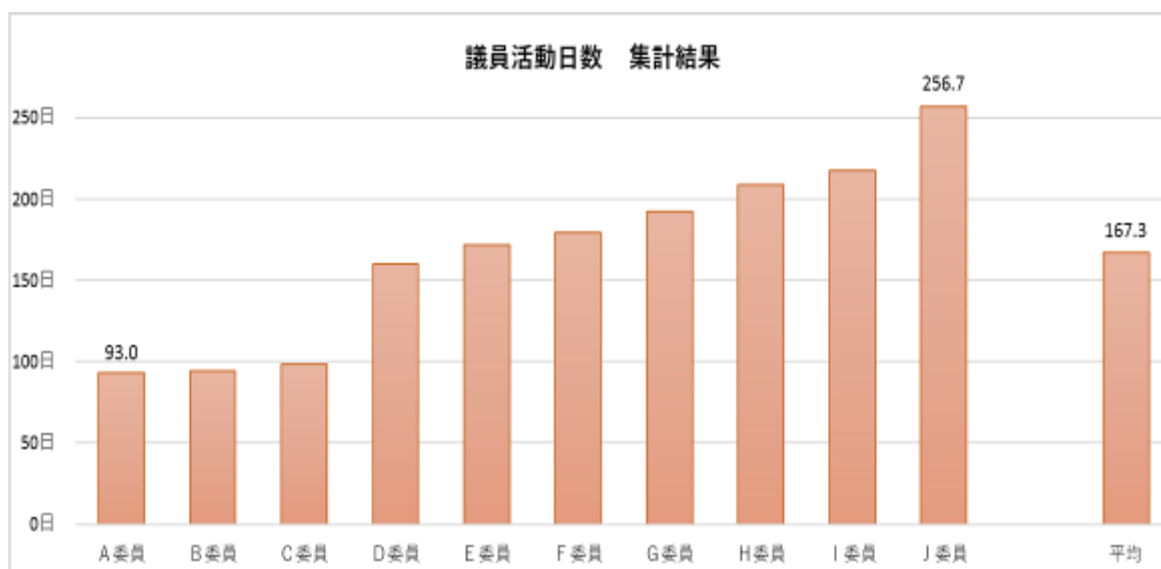
【図 1】

【凡例】 (全て標準の色)	例) 9時00分～9時20分 委員会	
	10時00分～11時30分 本会議	
本会議	7:00	
委員会	7:30	
調整の場 (全員協・会派代表者会議等)	8:00	
会派活動・政務活動	8:30	
広報広聴活動	9:00	0.5
現地調査	9:30	
一般質問準備	10:00	0.5
イベント出席	10:30	0.5
その他 (消防組合議会等)	11:00	0.5
	11:30	
	12:00	



前頁の図は、議員活動時間記録表の凡例と記録方法で、凡例のとおり、議会活動、議員活動を分類し、1年間の活動を記録した。なお、ここで言う「1年間」は、令和6年4月に三次市議会議員一般選挙が行われたため、令和6年5月から令和7年4月までの1年間としている。その1年間の議員活動時間を日数換算し、各委員の集計結果を表したのが下記の表5になる。

【表5】



前述のとおり、令和6年4月に選挙があり、その選挙で当選した1期目の議員の中には、議員になる前の仕事との調整や、プライベートとしての活動であるか議員としての活動であるか区別が付けられないといった、議員活動が定義づけられない手探り状態の期間であったことが大きく、2期目の議員との活動時間には大きな差が生じている。また、2期目の議員の中にも、自宅で行った調査研究等について、ある時間以

降はカウントしていないなど、調査段階での目線合わせや認識のズレといった幾らかの課題もあったが、10人の委員の1年間の平均活動時間を日数換算した結果、167.3日という日数が算出され、前特別委員会で参考にした会津若松市議会の議員の実態調査で求められた「169日」に近い結果となった。

この「167.3日」を原価方式の算定方法に当てはめると以下のようなになる。なお、市長の活動日数の315日は、令和4年に前特別委員会において積算された時と同じ首長であることから、これを採用することとした。

【公式】ア：市長給料月額×（イ：議員の活動換算日数／ウ：市長職務遂行日数）＝議員報酬月額

$$900,000 \text{ 円} \times (167.3 \text{ 日} / 315 \text{ 日}) = 478,000 \text{ 円} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

この方式で求められた議員報酬の試算額は478,000円／月となり、現行の議員報酬月額371,000円よりも107,000円高額となった。これに対して委員から、議員には退職一時金がなく、厚生年金制度加入等の社会保障制度も確立されていないことを鑑みれば、途方もなく高い額になっているとは思えないとの意見が出された。

なお、原価方式による検証結果は、適正な議員報酬額を算出しようとしたものではなく、議員報酬額を見直す際の検討材料の一つであることを申し添える。

⑥調査結果から見える議員報酬等報酬審議会の開催の必要性について

ここまで、前特別委員長報告の「議員報酬については最終的に、委員会での検証を踏まえて、コロナ禍経過後、あるいは、社会情勢の変化にあわせて、市長に議員報酬等審議会開催の実現に向け、前向きに検討をお願いする」を土台に、議員報酬額の見直しの必要性について検証してきた。これをまとめると次のとおりである。

- ・議員定数等調査特別委員会の報告後から物価高騰が始まり、現在も高い水準で物価は高騰し続けている。
- ・民間賃金も、物価高騰や人材確保等により、急激に増額しており、特に昨年度と今年度の上昇率は近年稀に見る上がり幅となっている。
- ・市職員給料も民間賃金と同様に急激に増額している。加えて地域手当の支給も始まった。
- ・近年、県内でも廿日市市、庄原市、大竹市の特別職報酬等審議会において、物価高騰などの社会情勢の変化、また、全国的に議員のなり手不足といった課題解消に向けた処遇改善や環境整備のため、議員報酬額引上げを勧告している。（この後、福山市でも引上げの勧告があった）
- ・原価方式によれば、議員活動量に対して、現在の報酬額は相当低いという結果となった。

これらの調査結果を踏まえれば、前特別委員会において議員報酬等審議会開催の必

要性が報告された時よりも、物価の高騰や賃金上昇等の社会の潮流の大きな変化が起きていると同時に、人口減少・少子高齢化のさらなる進展，子育て・教育環境の遷移や社会的インフラの統合などの限られた財源下における行政サービスの需要と供給バランスの見極め，そういった中山間地を取り巻く厳しさがある中での新たなまちづくりなど，我々が抱える課題は山積しており，今後も議員活動は一層複雑化する傾向にある。

その状況下にあっても，議員報酬額は，平成7年の答申に基づき条例の一部改正が行われた時から30年間も改定が無いこと，また，退職一時金や議員年金制度の廃止を含め，この社会情勢等に照らし合わせれば，年齢構成や性差の偏り（次表を参照）を解消し，若者・子育て世代などの多角的な視点を持つ人材が議会に参画できる条件とは言えないし，魅力があるとは思えない。

よって，現下における適正な議員報酬額については，前特別委員会の答申に基づき議員定数を2名減じたことで議会費を縮減していることも鑑みて，その審議機関である議員報酬等審議会の開催によって検討されることが求められる。

したがって，本委員会としては，喫緊の課題として捉えている現行の議員報酬額については，いち早く，議会全体で議員報酬等審議会を開催されるよう強く要求すべきであると答申する。

（参考）

○全国の市議会における議員の年齢構成，性別割合（令和6年7月集計）

性別	議員数	年齢構成						
		30歳未満	30～40歳未満	40～50歳未満	50～60歳未満	60～70歳未満	70～80歳未満	80歳以上
男性	14,747	100	788	2,204	3,430	4,763	3,198	264
(割合)	79.9%							
女性	3,709	29	229	675	1,063	1,247	446	20
(割合)	20.1%							
合計	18,456	129	1,017	2,879	4,493	6,010	3,644	284
(割合)	100.0%	0.7%	5.5%	15.6%	24.3%	32.6%	19.7%	1.5%

出典：全国市議会議長会 市議会議員の属性に関する調

○三次市議会における議員の年齢構成，性別割合（令和7年10月1日時点）

性別	議員数	年齢構成						
		30歳未満	30～40歳未満	40～50歳未満	50～60歳未満	60～70歳未満	70～80歳未満	80歳以上
男性	19	0	1	3	4	7	4	0
(割合)	86.4%							
女性	3	0	0	0	1	1	1	0
(割合)	13.6%							
合計	22	0	1	3	5	8	5	0
(割合)	100.0%	0.0%	4.5%	13.6%	22.7%	36.4%	22.7%	0.0%

○地方議員年金制度の経過

昭和 37 年	地方議会議員年金制度創設	地方公務員等共済組合法制定
昭和 40 年	退職一時金・遺族一時金の制度化	地方公務員等共済組合法一部改正
平成 14 年	給付と制度を見直す制度改正 (議員年金財政の安定化)	(理由) 議員数の減少と年金受給期間の延伸
平成 18 年	給付と負担を見直す制度改正 (議員共済会の深刻な収支状況)	(理由) 市町村合併の進展に伴う議員数の急減による受給者の急増
平成 23 年	議員年金制度の廃止	経過措置あり

(令和 4 年 2 月 議員定数等調査特別委員会報告書から)

(2) 通称使用に関する調査研究

議会運営に関する文献には、通称名で立候補することは公職選挙法で認められているが、議会活動では原則として用いることができないとある。ただ、議会運営委員会の決定に基づき、議長が許可するならば通称名を使用できるとはされている。

この通称等の使用に関して、本議会においては、過去に議会運営委員会等での協議や申し合わせ等が行われたかどうかの確認はできなかった。

全国市議会議長会長から、令和 2 年 3 月 13 日付で「議員の通称使用については、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。また、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです」として、各市議会に対し、その趣旨を理解した上で、議員の通称使用について必要な措置を講じるようにと通知されている。

また、令和 5 年 9 月 15 日付で、総務省自治行政局長から「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」の通知においても、議会活動における旧姓使用を認めることについて助言がなされている。

さらに現在は、政府の「婚姻前の氏の通称使用拡大・周知の促進」の方針により、身分証明などに利用するマイナンバーカード、パスポート、免許証、住民票、印鑑証明は、戸籍氏と旧氏の併記が可能となっており、国家資格の殆どで旧氏併記や旧氏使用が可能となっている。

この度、上記のように地方議会に対しての通称及び旧姓の使用ができるように取組むことへの働きかけや、社会情勢の変化、また、何よりもこの規定により旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持できるよう配慮がなされるなど、将来的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」のめざすところの女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることにも繋がるよう企図するものである。

なお、本議会では、通称の使用に関する申し合わせ等が無い中でも、使用されている実態があることから、その状況に合わせ、第2条第2項の条文を設けている。

三次市議会議員の通称及び旧姓の使用に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、三次市議会議員（以下「議員」という。）の議会における通称及び旧姓（以下「通称等」という。）の使用に係る手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（通称等の使用）

第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等を使用することができる。

(1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称

(2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏

2 前項第1号の規定において、認定を受けた通称にひらがな又はカタカナを使用しているときは、広く使用している漢字に代えて使用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。

(1) 履歴に関する届出書類

(2) 辞職願

(3) 議員報酬、費用弁償その他支給に関する書類

(4) 源泉徴収票の名義

(5) 叙勲等表彰の申請

(6) 在職証明書等各種証明書

(7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

（申請）

第3条 通称等を使用しようとする議員は、議長に対し、通称等使用申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

（承認）

第4条 議長は、前条の規定による申請に係る通称等が第2条第1項各号又は同条第2項に定める通称等に該当する場合は、特段の事情がない限り、通称等の使用を承認するものとする。

2 議長は、前条の規定による申請に対する承認の可否の結果を、通称等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（中止の届出）

第5条 議員は、議長の承認を受けた通称等の使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（責務）

第6条 議長の承認を受けて通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。

（読替規定）

第7条 一般選挙後、議長が選出されるまでの期間においては、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは、「議会事務局長」と読み替えるものとする。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、議員の通称等の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年 月 日から施行する。

8. 育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備

（答申3）

議会へ多様な人材の参画を促すために、議員、さらには議員になろうとする者も含め、市民みんなで、あらゆるハラスメントを防止することが求められている。本市においても、ハラスメントの根絶を目的とした条例の制定が必要である。

育児、介護等との議員活動の両立支援については、平成27年7月に本人の出産、令和3年3月には、育児、看護、介護、出産補助等による本会議及び委員会への欠席に関する規定の明確化、令和5年3月の育児、介護その他やむを得ない事由によるオンラインによる委員会への出席を可能とするといった委員会条例、会議規則の一部改正を行っている。また、議会の最高規範である議会基本条例には、令和6年3月に議会機能強化のために「議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない」とする条文の追加を行っている。

・（仮）議会関係ハラスメント根絶条例制定に向けた調査研究

第12回委員会では、若年層や特に女性の政治参画の拡大に向けての環境整備が必要であるとして、活動方針に掲げたハラスメントの防止対策の調査研究を行った。

まず、実際に委員がハラスメント、又はハラスメントに該当するのではないかと感じた出来事や、又は聞いたことなどを意見として集約した。

- ・議員になる前に「議員になるんなら言うことを聞けよ」と言われた。
- ・他の自治体であったように、YouTube や SNS を使い、その一部を切り抜いて誹謗中傷するのは、明らかに人権侵害だと思うので SNS 対策も必要ではないか。
- ・家族とかにもハラスメントが結構あると思う。例えば、自分とは握手しないのに配偶者とはやたらに握手をするといったこともある。
- ・敵だと思って怒鳴り上げる方もおられる。自分だったら言い返すこともできるが、家族はそうは言えない部分もある。議員になろうとする者とその関係者という感じで、対象を若干幅広くしてはどうか。
- ・議員対議員だと、先輩議員から新人議員に向けて、注意や指導の必要性が認められる場面も確かにあるかもしれない。ただ、これを人前でしたりすると、パワハラに認定されることもある。そのような事例も過去にあったような気がする。今後、若年層の議員が誕生した時には、こういった発言は、十分に気を付けることが必要だと思う。
- ・議員になってからというよりかは、なろうとする時の方がハラスメントを受けやすく、そのことによって立候補をあきらめる方も多いと思う。他の候補を応援している方から見たら、もちろん、敵のように感じる場合もあるし、そのような感情的なところが少し強いのかなと思う。議員になってからは、徐々に減っていると実感しているが、他の委員が言われるように、家族が受けているなというのは少なからず感じる。配偶者に「何で歩かんのか」とか、私に「地域を歩かせろ」みたいなことを言われる時もある。もちろん、家族を守らなければならないが、今はそういった時世ではないと思うのだが。
- ・ある女性の地方議会議員が任期中に出産、子育てをすることになった。その議会では環境整備が十分でなかったことから、急遽、整備をされたそうだが、そういう人が議員としての活動ができるのかといった、相当な誹謗中傷があり、地方紙にも取り上げられたと聞いた。女性や若者が「お前に何ができるのか」と言われるとも聞いている。全国的に誹謗中傷によって立候補を断念される女性、若者がいるということはよく聞く。



- ・ハラスメントを受けたと感じたことがない。「お前に何ができるんだ」と言われれば、激励されていると思っている。また、人前で怒られても、怒られない人よりかは、心配してくれってんじゃないかと思ったりもする。ただ、一般的には、他人からの言動によって、本人が嫌だとか、不快に感じたとするならば、それはハラスメントになるものと認識はしている。

以上のように、ハラスメントを受けたことがある、又は聞いたことがあると言う委員が多数を占めた。また、議員になってからより、議員をめざそうとする時の方がハラスメントを受けやすいといった意見や、前回選挙において「ある方が立候補しよう

としたが、いやがらせによって断念したのではないか」との発言もあった。

このようなハラスメントによって、公平な政治参画の機会を奪われることは許されるものではないし、議会へ多様な人材の参画を促すのであれば、議員、さらには議員になろうとする者も含め、あらゆるハラスメントを防止する取組の必要性が顕著になった。

国は、平成30年に男女の公職の候補者の数ができる限り均等となることを目的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、また、令和3年6月には、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要だとして法律の改正を行い、国及び地方公共団体等の取組を強化している。

しかしながら、内閣府が令和6年度に実施した「女性の政治参画への障壁に関する調査結果」において、自身や家族が何らかのハラスメント被害を受けたと回答した女性の地方議会議員は、令和2年度の調査時よりも数値的には若干改善しているものの、依然として53.8%と高い（男性議員は23.6%）。また、立候補を断念した人に立候補を検討しているとき、又は立候補準備中にハラスメントを受けたかの問いに対して、実際に「ハラスメントを受けた」との回答と「自身はハラスメントを受けていないが、見聞きはした」を合せると37.0%であった。そして、その行為者については、男女とも有権者からと回答した水準が高いといったことが報告されている。

法のめざす男女の公職の候補者の数ができる限り均等となること、多様な人材の議会への参画に対して、特に地方政治への女性の政治参画を阻害するハラスメントが依然として存在していることが明らかとなった。

第13回委員会では、こうした状況を少しでも改善するために規定を設ける必要があるのではといった委員からの意見に基づき、福岡県及び東京都利島村が既に議員から市民や職員等へ、市民から議員、議員になろうとする者へのハラスメントの根絶を目的に制定している「議会関係ハラスメント根絶条例」を参考に本市条例案を作成し、検討を重ねてきた。

委員からは、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上での誹謗中傷等により、精神的に追い詰められ、人生を奪われる事象も発生しているといった意見や、対象を議員の家族、又は議員になろうとする者の家族も含められないかという意見があった。

検討の結果、委員会の活動方針に掲げる「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨とともに、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上でのハラスメントといった具体的な事象を条例の前文に示すことで、議員、議員になろうとする者を取り巻く現状を明確にする一方、それぞれの家族を対象とすることについては、条例の規定する範囲には限界があるといった理由から、この度は見送ることにした。

全国的に議員間のハラスメントや議員から市民、職員等へのハラスメントの防止に関しては、地方議会で良好な職場環境を確保することを目的として、ハラスメント防

止条例の制定が進んでいる。当然、本議会においても、一定の権力を背景とした議員のハラスメントは言語道断であり、根絶に向けての取組が必要である。このことに関しては、一義的にはこの「(仮称)三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」での対応が可能である。さらにその行為がエスカレートするものや悪質なものに対しては、議会運営委員会でまとめられ、議決した「三次市議会議員政治倫理条例」に基づき、場合によっては辞職勧告を含めた厳しい措置を議会が判断することになる。

(参考)

「女性の政治参画への障壁に関する調査結果」の内容 (内閣府資料)

①立候補を断念した人に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、何らかの行動を起こしたが、取りやめた人を対象。モニター599,757人にプレ調査を実施し、上記に該当する対象者1,000人(うち男性500人、女性500人)を抽出し、回答を得た。

(調査期間：令和6年11月19日～令和6年11月29日)

②立候補をしたが当選しなかった人に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補をしたが当選しなかった人を対象。モニター599,757人にプレ調査を実施し、上記に該当する対象者98人(うち男性57人、女性41人)を抽出し、回答を得た。

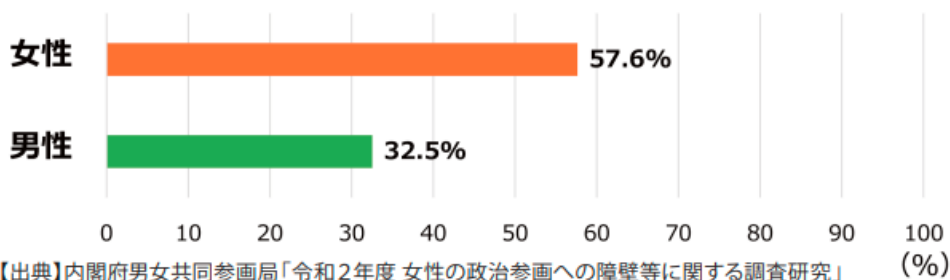
(調査期間：令和6年11月19日～令和6年11月29日)。

③地方議会議員に対するアンケート調査

令和6年11月11日時点における全国の地方議会議員を対象。地方議会議員5,075人(うち男性3,859人、女性1,213人、不明3人)から回答を得た。

(調査期間：令和6年11月12日～令和6年12月27日)

内閣府男女共同参画局が、地方議員を対象に、政治参画を阻む要因を調査した結果、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しています。



三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）

議員は、市民の負託を受けた代表者であり、その負託に応えるため、高い倫理観と品位を保持することが求められる。

しかしながら、議員の地位による影響力を利用したハラスメント行為は、市民及び職員等の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、人材の喪失や行政の停滞を招き、ひいては市民福祉の向上や議会活動に支障をきたし、議会に対する社会的な信用及び信頼を失墜させるものである。

一方で、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上での誹謗中傷等により、議員が精神的に追い詰められ、平穏な生活を脅かされるといった事象も発生している。また、国の実態調査においても、地方議会議員及び議員になろうとする者に対するハラスメントが、公平な政治参画の機会を阻害している実態が示されている。

よって、三次市議会は、議員及び議会がその役割を十全に発揮できるよう、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に則り、性別を問わず誰もが立候補し、議員活動を行いやすい環境を整備する。併せて、議員及び市民が互いに人格を尊重し、相互の信頼を深めることを通じて、あらゆるハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）等の趣旨を踏まえ、三次市議会における議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は政治活動等の環境が害されるもの
- (2) セクシャル・ハラスメント 政治活動等における性的な言動であって、相手方に対して不快感を与える言動又はその言動により相手方の政治活動等の環境が害されるもの
- (3) 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は政治活動等の環境が害されるもの
- (4) その他のハラスメント 前3号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又

は政治活動等の環境を害するもの

2 この条例において「市議会議員になろうとする者」とは、三次市議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした三次市議会議員（以下「市議会議員」という。）の候補者及び市議会議員の候補者になろうとする者をいう。

（市議会議員の責務）

第3条 市議会議員及び市議会議員になろうとする者は、市民の代表者としての責務を自覚するとともに、高い倫理観が求められることを念頭に、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 市議会議員及び市議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して三次市議会（以下「市議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 市議会議員は、市民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

（啓発、研修等）

第5条 議長は、第3条及び前条に定める責務の遂行に資するためこの条例の趣旨の市民への周知及び啓発に努めるとともに、市議会において、及び市議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、市議会からハラスメントを根絶するため、市議会議員、市議会事務局の職員その他希望する者に対して、必要に応じて研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた市議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

（相談体制の整備）

第6条 議長は、市議会事務局の職員の中から指定した者を相談員として従事させるものとする。

2 市議会議員又は市議会議員になろうとする者であってハラスメントによる被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、相談員に対し、当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

3 相談員は、必要に応じて、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）を講じるとともに、警察等の機関と連携して対応するものとする。

（相談事案への対応）

第7条 前条第2項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認

するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、この項に基づく業務を他の調査に関する専門的な知識及び経験を有する者に委託し、又は他の職員に補助させることができる。

2 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し市議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、その他の者の意見を求めることができる。

6 相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

（調査協力義務）

第8条 前条第1項の規定により相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第9条 申立人及び被申立人並びに相談員は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講じるものとする。

（被害防止措置等）

第10条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る市議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講じるものとする。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又

は再発を防止するために、やむを得ないと認めるときは、相談の内容、調査結果及び同項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(議長職務の代行)

第11条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(取組状況の公表)

第12条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、第3条及び第4条に規定する者がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

第4条に「市民の責務」を規定し、市民とともにハラスメント根絶に取り組む姿勢を明確にするため、三次市パブリック・コメント手続条例第3条第2項(対象：市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例)に準じ、市民等から広く意見を聴取することとした。

実施にあたっては、「議員と話そう(議会報告・懇談会)」での説明資料の配付、市ホームページ「三次市議会」のコーナーや議会事務局、各支所窓口での意見募集を行い、必要であれば寄せられた意見を条文修正等に反映させる方針とした。意見募集の広報活動として、市議会だより87号やケーブルテレビに出演しての事前周知、音声

告知放送、市公式SNSへの投稿に加え、令和8年2月4日付けの中国新聞でも大きく取り上げられたが、最終的に寄せられた意見は2件に留まり、いずれも本条例案の内容に直接関連するものではなかった。

しかしながら、議員への立候補や政治活動をしやすい環境整備の一環として、ハラスメントの根絶をめざしているこの取組については、新聞掲載等を通じて広く紹介されたことで、市民への一定の周知につながったものと考えられる。

今後は本条例に実効性を持たせるため、本委員会メンバーが先頭に立ち、多様な人材が参画できる議会の実現に向け、本条例

の趣旨を継続的に市民へ周知していく必要があるということを確認した。

なお、文中に「三次市パブリック・コメント手続条例に準じて」としているのは、

市民の行為も対象

市議へのハラスメント防止

三次で条例案意見募る

三次市議会の議会活性化等検討特別委員会(10人)は、市議による不適切な言動だけでなく、市議や、市議を目指す人への市民によるハラスメント行為を防止する条例案をまとめた。議員への立候補や政治活動をしやすい環境を整えるのが狙い。市民の行為を防止対象とする条例は全国的に珍しく、制定されれば県内自治体で初となる。

(向井千夏)

条例案ではハラスメントの定義を、議会や職場、身体的精神的苦痛を地域での偏見な関係と与える▽誹謗中傷や事実背景とした言動▽性的な反響の風説の流布、嫌言動▽妊娠や出産、育児、からせとなる言動とす

市議や市民の責務を規定。市議には政治活動での自らの言動を厳しく律するよう、市民に対しては市議たちへのハラスメントの根絶に協力するよう求める。

市民側の責務を記す同様の条例は福岡県議会、大阪府議会、東京都利島村議会が定めている。

特別委員の掛田勝彦委員長は「議員のなり手不足は深刻。多様な人材が参画できる環境を整えた画で、14日まで市民から意見を受け付ける。」

この手続条例の実施機関は、市長その他の執行機関であり、議会は含まれないためである。

9. 市民の期待に応える「注目される議会」としての取組

(答申4)

議会が二元代表制の責務を果たすためには、質問・質疑の根拠を明確にし、分かりやすく、より質の高い政策的な議論が求められる。また、議員力の向上が前提ではあるが、議会の自治体の意思決定への関与をより高める施策も考えられる。

そのような視点から、先駆的な議会が取り入れている「反問権運用の範囲の拡大」と「議決事件の範囲の拡大」について、本議会の現状に照らし合わせ、有効的であるかどうか、今後も調査研究を続ける必要がある。

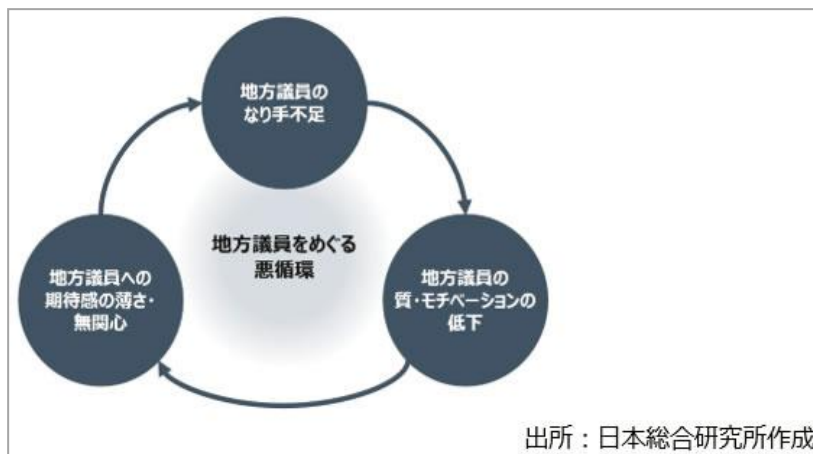
・反問権運用範囲の拡大の検討（背景、根拠、財源の提示等）

㈱日本総合研究所の「地域活性化に向けて地方議員に求められる役割とは」の報告によると、「とりわけ地方議員のなり手不足は、人材の固定化による地方議会の硬直化や、地方議員のモチベーションや質の低下につながる可能性がある。NHKが2019年1月から3月に地方議員向けに実施したアンケート（議員3万2千人大アンケート）によれば、“なぜこの人が、という同僚議員がいる”という設問に対して“とてもそう思う”“ある程度そう思う”と回答した比率は約7割を占めており、一部の地方議員の資質を疑う声が一定数存在することがうかがえる」とされる。

また、「このような認識に加えて、いわゆる『居眠り議員』のような地方議員に対するネガティブな報道も多く、有権者を含め地方議員に対する期待感が薄れている。日本財団の地方議会をテーマとした18歳意識調査によると、地方議会については、“信頼していない”と回答した人の割合が“信頼している”を上回った。さらに地方議会の役割について、全体の半数近くが“知らなかった”と回答しており、特に今後の日本を担う若者からの地方議会及び地方議員に対する期待感の薄さや無関心は顕著になっている」と報告されている。

このことは、報告書の冒頭に述べている前回の選挙期間中に「若者を中心に、議員を身近に感じていない雰囲気は伝わり、議会に対する関心度の低さを肌身を感じる状況であった」と合致するものである。

さらに同研究所は「これら地方議員をめぐって顕在化する諸課題は、各々が関連し合って悪循環となり、本来地域活性化の推進の一翼を担うべき地方議会の形骸化を進めてしまうことが懸念される」ともされている。



委員会では、その課題を解決するための手段として、「議会への多様な人材の参画に向けての活動方針」における「市民の期待に応える『注目される議会』としての取組」の一つとして、自分の質問・質疑に責任を持つこと、質問・質疑の意図や根拠を明確にし、より質の高い、政策的な議論を深めることを目的に先駆的な議会が導入している「反問権運用範囲の拡大の検討」を掲げた。

この反問権運用範囲の拡大とは、具体的には、議会基本条例第8条第2項に規定する「市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認のため質問することができる」の条文を、三重県四日市市議会の議会基本条例のように「論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる」といった、これまでの反問権の趣旨に加え、議論内容の明確化を目的に市長等から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める「反論」を含む規定への改正が考えられる。

委員会の議論においては、「反問権運用の範囲を拡大の検討」を活動方針として掲げることに対し、一部委員から懐疑的な意見もあった。

しかしながら、前特別委員会が実施した市議会アンケートで、議員報酬について「減額すべき」という声と「増額すべき」という両方の声があったことは周知のところである。このことは、「議員としての質」と「報酬額」を天秤にかけての意見であり、我々がこの報告書にまとめているように議員報酬額の引上げに重きを置き、議員報酬等審議会の開催を求めるのであれば、その対価の一つとして、市民の期待に沿えるように質問・質疑の説得力、訴求力を向上させ、議員力・議会力アップを目的とした現状から、より前進するための新たな仕組みづくりが必要であると考えている。

また、委員から、議会のチェック機能を強化し、地方自治体の意思決定への関与を高めることを目的に、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、「議決事件の範囲の拡大」についての提案もあったが、このことについては、さらなる個々の議員の資質の向上をはかり、議会全体として取り組む相当の決意が必要である。

この二つの取組で全てが解決できるとは思っていないし、実際、この件に関する調査研究は深堀ができてはいない。しかしながら、県内でも東広島市議会や全国の先駆的な議会では既に導入されており、「市民の期待に応える『注目される議会』としての取組」としての手段となるものと思われる。どのような形で行われるかは分からないが、今後も調査研究していく必要があるものと考えている。

10. 人材育成について

本委員会へ課せられた調査研究項目である「議会における人材育成」については、経験の浅い我々が議会人として成長するために、議長から諮問された事項である。

この約2年間の取組としては、表1のとおり、第2回委員会から地方議会制度の概要や議会における会議原則、会議規則、外部講師を招いての法令研修「議員のための法令・条例の読み方」など、1期目の議員は議会人としての基礎部分の習得、2期目の議員はそれぞれの確認の意味も含めて、議会事務局等からの説明を基に疑問点などの質疑を行いながら知見を深めることに努めた。

第4回委員会以降は、地方議会活性化シンポジウムの動画の視聴や先進議会で作成され公開されている議会活動資料の読み込み、予算決算常任委員会決算審査における反省点や疑問点などに対する改善方法を含めた個人の考えや一般質問に臨むための準備手段など、主に議会活動について、自由討議を重ねてきた。

この議論を通じて、我々は、これまでは、経験が浅いからこそ、関係法令とのすり合わせ、現状分析や根拠の明確化の部分を一部怠り、周りを気にせず進んできた部分がありはしないかなど、大きな反省も生まれた。

引き続き、議会の役割・責任、議員としての職務を改めて確認するとともに、この委員会での議論のもとで提案した施策を議会活動にどう生かしていくのか、そのためには、自身はどんな行動を起こすべきなのか、これからの多くの経験や様々な葛藤の中でも、議会人として資質の向上に努めながら、三次市議会を牽引する存在になれるよう成長しなければならないと委員全体で共有している。

11. おわりに ～その他、議会活性化に向けて～

全国都道府県議会議長会が有識者等で設置した、都道府県議会制度研究会の報告では、「多様な意見を集約することが必要とされる議会で、選挙によって選ばれる議員の構成が、現実の住民の構成と大きく乖離していることには大きな問題がある。」と指摘されている。

さらに、第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」においても、「とりわけ、女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられる。この結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるようになるなど、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている面がある。」とまとめられている。

このことは、議長が所信表明で訴えられた今回の市議会議員選挙を通じて痛感され

た議会に対する無関心さ、結果として表れた投票率の低さ、多様な人材の議会への参画が望まれている中で一向に進んでいない現状を危惧されたことに重なる。

そうした中で、委員会設置時に議長から諮問された「議会への多様な人材の参画について」、本委員会の所管に属する4つの調査研究項目を抽出し、議論を進めてきた。ここで再度確認しておく。

一つ目は、「幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善」として、前特別委員会が提起された「議員報酬額及び政務活動費の見直し」に沿って、物価や人件費といった社会情勢の変化や他市での議員報酬等審議会の勧告内容、そして、実際の我々の議員・議会活動に見合う議員報酬額の試算を、他自治体でも用いられている方法で行ってみた。結論的には、平成7年から見直しが行われていない議員報酬額については、物価の高騰や賃金上昇を含めた社会情勢の変化及び次世代を担う議員のためにも、さらに議員定員数を2減としていることを含め、早急に議員報酬等審議会での検討を議会から求めることを提言する。また、旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持できるよう配慮がなされ、将来的に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律のめざすところの女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることにも繋がるための通称等の使用についての規程案を作成した。

二つ目は、「育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備」として、近年、SNSなどのソーシャルメディアによる誹謗中傷によって、議員活動への影響や議会人をめざす時の大きな障壁となっているハラスメントに対する施策の調査研究を行った。自身や家族が何らかのハラスメント被害を受けたとする地方議会の女性議員や立候補準備中の有権者からハラスメント被害状況調査の結果など、地方政治への女性の政治参画を阻害するハラスメントが依然として存在していることが明らかとなった。このことから、全国でもあまり例のない、議員、議員になろうとする者を含め、市民全体であらゆるハラスメントの根絶を目的とする条例の制定をめざすものである。この条例案については、市民の責務を規定するために、議員と話そうの場で資料配付や音声告知によるパブリック・コメントの案内をするなど、市民等の意見聴取をした上で、3月定例会での発議を予定している。

三つ目は、広報広聴常任委員会が中心となって現在も取り組んでいる「次世代を担う若者の議会に対する関心度の向上」として、中高生との対話を通じての主権者教育の推進を掲げた。これは、議員を身近に感じてもらうことにも主眼を置いているものであり、この取組を通じて議会人をめざす若者が表れることも期待している。

そして、最後、四つ目に、これまでの三つの項目の趣旨が市民等に理解してもらうためには、「市民の期待に応える「注目される議会」としての取組」として、反問権の運用範囲の拡大や、議員力のさらなる向上が前提ではあるが、議会のチェック機能を強化し、地方自治体の意思決定への関与を高めることを目的とした議決事件の範囲の拡大を調査研究項目に掲げた。内容は、質問・質疑の意図や根拠を明確にし、より質の高い、政策的な議論を深めることを目的に先駆的な議会に取り入れていることなどが大きな理由である。

しかしながら、この件に関する調査研究は深堀ができなかった。引き続き、様々な議論を経て、導入に向けての調査研究が必要ではないかとの意見集約を行っている。



もう一つの諮問事項は、三次市議会が市民ニーズに柔軟、的確に対応し、市民から信頼され魅力ある議会となるために、自らが議員としての質の向上に努めるべく、地方議会制度の概要や議会における会議原則、会議規則など、個々の知見を高めるべく取り組んできたことも併せて報告する。

これらの取組は、日本総合研究所の報告の「地方議員をめぐって顕在化する諸課題は、各々が関連し合っって悪循環となり、地方議会の形骸化を進めてしまう」との指摘における「悪循環」を「好循環」に軌道修正し、議会を「形骸化」から「活性化」へ少なからず変換させる一つのツールになるものと考えている。

具体的には右図のように、「議会への多様な人材の参画」により、「議会人の育成（議員の質の向上）」が進み、「議会への多様な人材の参画に向けての活動方針」に掲げている「議会に対する関心度アップ」が達成され、若しくは達成に近づけることで、議員をめぐる好循環が生じるものと確信している。



この委員会は、この度をもって、議長から諮問された調査研究を終えるが、我々がまとめた事項を着実に実行することで、二代表制における議員としての重責を確実に遂行できることを望むとともに、この度、企図した好循環と議会の活性化を維持させるためには、委員会で調査研究した事項が各々めざすところへ到達しているか、或いは停滞や後退していないかを、今後も調査していかなければならないということ

認識する必要がある。いわゆる議会P D C Aサイクルの構築である。

特に議員報酬額等の処遇の改善の実現に向けては、個々が時代を的確に掴み、常に市民の声に耳を傾け、活動に繋げるなど、自己研鑽を怠るようなことは決して許されない。

我々は、様々な活動を通じて、今後も常に前進する議会をめざさなければならないし、また、そのことを通じて、市民からの信頼を得て「注目される議会」と納得していただけるように、これまで以上の努力が必要となる。



後列左から 細美委員，増田委員，徳岡委員，中原委員，片岡委員，竹田委員

前列左から 國重委員，掛田委員長，月橋副委員長，山田委員

議員個々には、この報告書に記した、各答申に対する理解をお願いするとともに、実現のための積極的な行動を期待します。

最後に、今回、我々にこのような機会を設けてくださった議長に感謝を申し上げ、議会活性化等検討特別委員会の報告を終わります。